

平成二十二年五月二十四日提出
質問第五〇一号

『口蹄疫・現地対策本部（日報）』の記述内容等に関する質問主意書

提出者 高市早苗

501

『口蹄疫・現地対策本部（日報）』の記述内容等に関する質問主意書

『口蹄疫・現地対策本部（日報）』には、平成二十二年五月十八日十一時三十分から川南町において実施された山田農林水産副大臣と川南町長等との打合せの会議録が掲載されている。

この会議録の中で川南町長の御発言を記録した部分をそのまま転載すると、次の表現ぶりになっている。

「町長 補償を検討するでは現場は動けない。決断して欲しい。（・・・としつこくゴネる。）」

町長の御発言の後に括弧を付けて（・・・としつこくゴネる。）などと記載した記録者も許せないが、

このような記録が政府内に存在し、口蹄疫対策に関わる多くの府省の職員の目に触れていたことは、川南町長の名譽を著しく損ねるものであり、当該記録を作成した現地対策本部の本部長である農林水産副大臣の責任も重いものであると考える。

川南町は、口蹄疫の発生によって最も深刻な被害を受けている地域であり、日々の大変なご苦労の中にあって悲痛な思いで救済を訴えておられた川南町長に対して、失礼に過ぎる悪意に満ちた表現ぶりである。

従って、右記の会議録に関して、次の事項について質問する。

一 去る五月二十一日の衆議院経済産業委員会に於いて、この記録に関する責任者の処分と謝罪を要求した

ところ、佐々木農林水産大臣政務官は「早急に手当をさせていただきたいと思えます」と答弁された。記録者の特定は実行されたのか。

二 記録者の職名を伺う。

三 仮に記録者及び直属の監督者が国家公務員であったとしたら、それぞれに対して如何なる処分を行ったのか。

四 当該記録が掲載されていたのは『口蹄疫・現地対策本部（日報）』であるが、平成二十二年五月十九日に内閣総理大臣を本部長とする口蹄疫対策本部が決定した『基本的対処方針』によると、農林水産副大臣が現地対策本部の本部長である。農林水産副大臣は当該記録に責任を持つべき立場であると考えますが、如何なる処分を受けるのか。

五 政府関係者から川南町長に対する謝罪は行ったのか。

六 多くの府省が入手している当該日報について、回収及び訂正の措置を行ったのか。

七 各府省の職員が行う日常業務の中で、国民、所管団体や企業の代表者、政治家等との会話や電話について記録を取っていることは承知しているが、過去にも、各府省の記録の中に不適切な表現が使用されてい

た事例が見受けられた。正確であるとともに相手の名誉を傷付けない適切な記録の取り方を全府省で徹底していただく為の努力を期待するが、内閣総理大臣の考えを伺う。

右質問する。